

第 2 5 次東京都消費生活対策審議会

第 4 回総会

令和元年 9 月 3 0 日（月）

第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 7

(午後 4時00分 開会)

○企画調整課長 開会に先立ちましてマイク的使用方法について御説明いたします。

マイクの根元の中央にありますボタンが電源ボタンとなっております。押していただくとマイクなどが赤く点灯いたします。御発言の際には、電源ボタンのオン・オフをお願いいたします。

○消費生活部長 本日は、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の事務局を担当しております消費生活部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の出席状況について御報告させていただきます。ただいま、御出席をいただいております委員が22名、委任状を4通いただいております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めております、委員の総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。なお、本審議会は原則公開とし、総会の内容は、都のホームページ等に掲載し公表させていただきますことを御了承いただきたいと存じます。

それでは、後藤会長、よろしくお願いいたします。

○後藤会長 ただいまから、第25次東京都消費生活対策審議会第4回総会を開会させていただきます。

それでは、前回の総会以降に委嘱されました委員の紹介を事務局からお願いいたします。

○消費生活部長 前回5月の総会以降に、就任されました委員の方を御紹介させていただきます。

お手元の資料1、委員名簿を御覧ください。

都議会議員の委員お二方に交代がございました。御紹介させていただきます。木下ふみこ委員でいらっしゃいます。

○木下委員 木下です。よろしくお願い申し上げます。

○消費生活部長 栗林のり子委員でいらっしゃいます。

○栗林委員 栗林でございます。よろしくお願い申し上げます。

○消費生活部長 東京都消費生活条例第45条第5項の規定に基づきまして、任期は前任者の残任期間となりますので、令和2年5月19日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤会長 それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。

東京都では、ペーパーレスの取組を推進しているところですが、本日は、都合によりタブレットの確保ができませんでしたので、紙資料で進めさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、座席表になります。

続きまして、第4回総会の会議次第になります。

続きまして、資料１、消費生活対策審議会の委員名簿になります。

裏面には、資料２、幹事・書記名簿になります。

続きまして、資料３、こちらが答申（案）になります。

続きまして、資料４、こちらが、答申（概要）の（案）になります。

このほかに、チラシが２種類と「東京都消費生活基本計画」の冊子になります。

資料は以上になります。不足している資料がございましたらお知らせください。よろしくお願いいたします。

○後藤会長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

まず、事務局から、これまでの審議の経過について、御説明をお願いいたします。

○消費生活部長 審議の経過でございますが、お手元の資料３、こちらの資料の一番最後のページに附属資料５として、まとめさせていただいております。

昨年１１月の総会におきまして、知事から諮問を受けまして、野澤会長代理を部会長とする部会を設置し、御審議をいただいております。

部会での検討結果を経て、今年５月には、第３回総会を開催し、中間のまとめを取りまとめたいただきました。

その後、中間のまとめに対しまして、広く都民の皆様からの御意見を募集したところでございます。

その後、寄せられた都民意見を踏まえて、さらに部会で審議をいただき、作成していただきましたのが、お手元の資料３、答申（案）でございます。

以上が、これまでの審議経過でございます。

○後藤会長 本日の審議の進め方ですけれども、まず、部会で取りまとめたいただいた答申（案）について報告をしていただきます。

その後、答申（案）につきまして意見交換を行い、知事に答申する内容を決定したいと思います。

これまでの審議を踏まえまして、充実した意見交換ができればと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、部会で、まとめたいただいた答申（案）について、検討部会の部会長であります野澤委員より報告をお願いいたします。

○野澤部会長 中間のまとめに対する意見募集の後、８月８日に検討部会を開催し、答申（案）への都民意見の反映について審議いたしました。

ここに、答申（案）を取りまとめたので、御報告申し上げます。

都民意見の募集結果と答申（案）への反映の具体的内容につきましては、事務局より説明いたします。

○企画調整課長 それでは、お手元にお配りしております資料３、答申（案）に基づきまして、「中間のまとめ」に係る都民意見の募集結果を御説明いたします。

４１ページを御覧ください。

初めに、1、意見募集の概要になりますが、周知方法としましては、東京都公式ホームページ、生活文化局ウェブサイト（東京くらしWEB）に募集要領を掲載したほか、ツイッターで意見募集の呼びかけを行いました。

募集期間は、6月17日から7月16日までの30日間。

意見提出方法等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、2、集計結果でございます。意見提出件数としましては、全体で9件、提出主体の内訳は、記載のとおりでございます。

意見の総数は66件でございます。このうち、57件が第2章に関するものでございました。

次のページに移りまして、3、中間のまとめに対する都民意見の概要及び意見に対する考え方でございます。

今回の意見募集では、中間まとめの内容に賛成といった御意見や本文に趣旨が盛り込まれている内容の御意見、また、都が今後、消費者教育を進めていくに当たり、参考となる御意見が寄せられております。

資料には、意見ごとに概要と意見に対する考え方を記載しております。

なお、今回の都民意見を踏まえた答申（案）への反映につきましては、答申（案）本文で御説明いたします。

初めに、「全体について」では、3件の御意見が寄せられております。

内容としましては、中間のまとめに賛成するというものでございました。

続きまして、第1章、若者の消費者被害及び消費者教育の現状につきましては、1件の御意見が寄せられております。

小学校、中学校、高校での段階的な消費者教育を実施する必要性についての御意見になりますが、答申（案）の本文10ページ、若者の消費者被害における特徴と課題に御意見の趣旨が記載されております。

続きまして、第2章、東京都における消費者教育の現状と課題及び今後の取組の方向性になります。

1、学校教育における消費者教育の推進の（1）消費者教育教材等の一層の活用につきましては、全部で21件の御意見が寄せられております。

このうち、5番の御意見を踏まえまして、答申（案）の修正を行っております。

御意見としましては、東京都において、特別支援学校向けの教材の開発をして欲しい。また、作成に当たっては、専門家の意見も取り入れて作成していただきたいという内容でございます。

都の消費生活部門では、特別支援学校の教員や社会福祉士の参画を得て、特別支援学校向けの教材も作成しておりますので、その旨、答申に追加の記載をしております。

恐れ入りますが、答申（案）本文の19ページを御覧ください。

下線を引いているところが、今回追記した部分になります。

DVDやWEB版教材の作成に当たっては、特別支援学校の教員などが参画していることや、最近の作成実績に、特別支援学校向けの教材も記載いたしました。

都民意見の募集結果の資料に戻っていただきまして、45ページを御覧ください。

14番から17番にかけましては、都立学校におけるモデル校についての御意見となります。

試行的な取組に対する賛成の御意見のほか、今後の取組の参考となる御意見が寄せられております。

20番から24番につきましては、保護者に向けた講習会等に関する御意見になります。

答申（案）では、学校の保護者会やPTAなどの会合における出前講座の有効性について、記載しておりますが、こうした取組に加えまして、主に22番、23番、24番の御意見になりますが、大学の新入生の保護者向け説明会や地域生協との連携、職域における社会人への消費者教育も、保護者世代の消費者教育につながるなどの御意見を踏まえまして、答申に追加の修正を行っております。

恐れ入りますが、答申（案）本文の30ページを御覧ください。

こちらの4番「消費者教育を効果的に推進していくために」の最後の部分になりますが、消費者教育は学校教育だけでなく、ライフステージに応じて体系的に推進されるべきであり、職域や地域における社会人への消費者教育は、保護者世代への消費者教育にもつながることから、都では、区市町村、消費者団体、事業者団体等と連携し、消費者教育を推進していくことが重要であると追記をいたしました。

都民意見の募集結果、48ページにお戻りください。

（2）教員への研修等支援では、全部で5件の意見が寄せられております。

このうち、50ページの30番の御意見を踏まえまして、答申（案）の修正を行っております。

御意見としましては、消費生活センターの図書資料室における消費者教育教材の貸し出しや教員への周知に関する内容でございます。

答申（案）の本文の22ページを御覧ください。

こちらの（2）教員への研修等支援のア、現状の取組の（ア）消費生活部門の取組のbのうち教員への資料提供を御覧ください。

消費生活センターの図書資料室では、東京都や消費者団体、事業者団体等が作成した消費者教育教材の提供を行っておりますので、その旨、追加の記載を行っております。

恐れ入りますが、都民意見の募集結果の50ページにお戻りください。

（3）学校教育と消費生活をつなぐ消費者教育コーディネーターの配置では、8件の御意見が寄せられております。

コーディネーターの設置に関しては、賛成との御意見のほか、コーディネーターの位置づけや役割の明確化、区市町村におけるコーディネーターの設置支援など、今後の取組の参考となる御意見が寄せられております。

続きまして、５２ページになります。

２番、注意喚起・情報発信では、１０件の御意見が寄せられております。

このうち、５４ページの４８番の御意見を踏まえまして、答申（案）の修正を行っております。

御意見としましては、若者参加型の事業などについて、大学生協との連携なども考慮いただきたいとの内容でございます。

答申（案）の本文、３０ページを御覧ください。

先程追記した部分にもなりますが、都の進める消費者教育事業については、都だけではなく、区市町村や消費者団体、事業者団体と連携して推進していく必要がございます。こうした連携は、注意喚起・情報発信だけにとどまらず、広く全般にわたりますので、こちらに記載をいたしました。

恐れ入りますが、都民意見の募集結果の５４ページにお戻りください。

３番の区市町村支援では、８件の意見が寄せられております。

こちらでも、５５ページの５４番の御意見を踏まえまして、答申（案）の修正を行っております。

こちらの御意見のうち、前段の教員へのタイムリーな消費者情報の提供につきましては、答申（案）本文に御意見の趣旨が含まれておりますが、後段の区市町村の消費生活センターと消費者教育が車の両輪として機能できるような体制への要望を踏まえまして、修正を行っております。

答申（案）本文の２９ページを御覧ください。

区市町村における消費者教育の推進体制の整備につきましては、都の消費生活部門から区市町村消費生活部門への働きかけとともに、都の教育部門から区市町村教育部門への働きかけも重要である旨、記載をしているところですが、都の消費生活部門、教育部門の取組が明確となるように、修正を行っております。

都民意見の募集結果の５６ページにお戻りください。

４番、消費者教育を効果的に推進していくためにでは、５件の意見が寄せられております。

消費者行政と教育行政の継続的な連携や、早い段階からの金融経済教育の実施、インターネットリテラシー向上を踏まえた消費者教育などの御意見の趣旨につきましては、中間のまとめに含まれております。

続きまして、５８ページ、第３章、消費者教育とともに取り組むべき課題についてでは、４件の御意見が寄せられております。

事業者のコンプライアンス意識の向上や、悪質事業者に対する法令を駆使した取締りの強化、消費者相談窓口機能の充実などについて、御意見をいただいております。

以上が、「中間のまとめ」に係る都民意見の募集結果になります。

続きまして、答申（案）の修正箇所について、御説明いたします。

ただいま御説明いたしました４カ所の修正のほかに、答申（案）本文の１ページを御覧ください。

こちらの後段部分に、中間のまとめ以降の動きを掲載しております。

続いて、４ページになりますが、こちらの消費生活相談からみる若者の消費者被害の現状の（４）若者相談に多い販売方法・商品等のうち、若者に高額な契約をさせる「クレ・サラ強要商法」の説明を部会等の検討を踏まえまして、追記をしております。また、第１章の若者の消費者被害及び消費者教育の現状のデータにつきましては、時点更新を行っております。

続きまして、２２ページから２４ページになります。こちらでは、正式名称への修正や、わかりやすい内容となるような表現に改めております。

また、２４ページの（３）学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの配置の現状の取組の部分につきましては、コーディネーターに求められる人材について、記載を追加しております。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○野澤会長代理 事務局からの説明のとおり、今回、都民の皆様からさまざまな御意見を頂戴しました。

部会では、いただいた意見の答申（案）への反映について議論いたしまして、これまでの部会、総会での審議内容も踏まえて、答申（案）をまとめました。

部会の際に、委員から出た意見としましては、成年年齢の引き下げが２０２２年に迫っており、学校現場の先生方は、焦りや迷いを抱えているので、答申（案）に書かれた取組をできるだけ速やかに具体化していただきたいという意見がありました。

そのほか、成年年齢が引き下がることの大きな意味が、全国的にもあまり実感されていないことが一番の問題であるという意見があり、その意見に関連して、消費生活情報などを発信する際には、受け取る側が自分の事として捉えられるような形で、発信することが必要であるという意見がありました。

また、今回、都民意見の募集結果を反映して、特別支援学校に関する記載を追加しましたが、その他にも定時制や通信制の学校、専門学校など、卒業後すぐに社会に出ていく学生に向けた消費者教育の充実を望む意見などがありました。

このような部会での審議を経まして、答申（案）を取りまとめましたことを御報告申し上げます。

部会からの報告は以上です。

○後藤会長 野澤部会長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、審議に入ります。

先程も申し上げましたけれども、本日、答申の内容を決定し、知事に報告したいと思います。

具体的に取り組を進めていく際の御意見や御要望もあろうかと思いますが、次第にもありますように、答申の手交後にも意見交換の時間を取ってありますので、その際に、御発言いただけましたらと思います。進め方ですけれども、「中間のまとめ」からの変更点を中心に、全体を通して、御意見、御感想などをお願いいたします。

特に御意見、御感想でも結構ですが、何もございませんか。

平澤委員、よろしくお願いします。

○平澤委員 平澤です。私は臨時委員ですので、部会に参加しており、先程紹介していただいた意見を述べているので、特に加えることもございませんけれども、誰も発言しないのもちょっとさびしいかと思っておりますので口火を切りますが、今回の答申は非常に充実した内容としていただいて、とても感謝しています。

行政と教育との関わりとか、消費者教育コーディネーターの実現とか、非常に先進的な取組と積極的なことが書かれていて、大変良いと思っております。

それから、先程部会の意見で紹介されたのが、私の話かもしれませんけれども、やはり学校現場は非常に混乱というか不安を抱えている中で模索をしているところでして、成年年齢引下げの施行までもう2年6カ月位しかない訳です。何を教えるべきか、あるいは引き下げの意味が生徒や家庭にも十分に伝わっていない。18歳に下がるということ自体は何となくわかってきているようではございますけれども、実際にどういう事態になるかということが、十分伝わっていない中で、消費者教育も非常に重要だと思います。

なので、速やかに、具体的に答申に書かれた施策を実現していただきたいというふうに思いました。以上、感想です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

福島委員、よろしくお願いします。

○福島委員 私も感想になるのですが、今回、御紹介いただいた資料の中の43ページに掲載されている都民意見募集の中で、最も多くの意見が寄せられたところが、消費者教育教材等の一層の活用です。21件ということですが、この部分は前回の中間の取りまとめの報告のときにも、審議会の中で盛り上がったように記憶しています。具体的には、教材の活用というものが、どれ位効果があるのかという意見がたくさん寄せられていると思いました。

そして、モデル校での実証実験の結果を大切にしたいという御意見も多く寄せられていると思います。

現在、消費者教育として取り組まれている学校向けの教材の作成などの取組は、消費者被害をなくす方向には寄与していると思うのですが、十分な効果が得られているか

ということを、都民の皆様も期待をしているところですので、しっかり継続して見ていただければと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

○とや委員 私からは、感想と意見、要望を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、今日まで本当に、皆さんから御意見いただいて、私も言わせていただいて、事務局の皆さんはじめ、部会長、そして役員の皆さん、ここまで作っていただきまして、本当にありがとうございました。お疲れ様でした。

2022年からの成年年齢引き下げということで、非常に大きなことだと、私どもも思っています。やっぱり若年者の消費者被害を防止する、これが非常に大事だなと思っています。

18歳への成年年齢の引き下げ、これについては、保護者の同意がなくても、非常に高額なローンやクレジットカード契約が可能になると。一方で、未成年者の取消権が適用されなくなるということで、現状では若者の消費者被害の拡大が懸念されると。こうしたことが背景にあって、答申に至ったのだというふうに思っています。

民法改正の際には、附帯決議がかなり上がっておりました。18歳、19歳の若年者に対する大学や専門学校などにおける消費者教育の充実、あるいは教員養成課程での消費者教育の強化、そして若者団体への支援や弁護士さんなど、第三者の皆さんからの意見を聞く。こうしたことが言われていた訳ですけども、その中身がかなり盛り込まれて、よかったなというふうには思っています。

ただ、ちょっと気になるのが、答申案の中の20ページで、消費者教育の展開ということで、全ての公立小・中・高・中等教育学校・特別支援学校で、さまざまな取組を行われているのですけれども、今、特に高校生で言えば、高校生の6割が私立高校に行っております。ここへの取組を強化していただきたいなというふうに思いますので、これは要望として申し上げていただきたいなと思います。

今、スマートフォンや携帯電話、インターネットからのアクセスが非常に可能になっているということで、心配の声も寄せられておりますので、具体化する際には、都として十分そこら辺を留意しながら、実践に向けて力を尽くしていただきたいと申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

今の要望の点に関しては、何か都からございますでしょうか。

20ページの記載のところですけども。「全ての公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校では」というような書き方なのですが、特に私立ということが今、とや委員から御指摘されていますが。

○松谷委員 私立から参りました。代表として、松谷と申しますが。

今、私立の比率が6割ということで、私学の方でも検討しております。

現在、東京の私学協会の中に、私学の研究所がございまして、そこで教員に対する研修を数回毎年行っていると。特に家庭科、社会の教員に対しての、そういった教育のやり方について、研修を行っているのが現状です。さらに深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、とや委員、よろしいでしょうか。

○とや委員 ちょっと都の方にも、お答えいただきたい。

○後藤会長 よろしく願います。

○企画調整課長 東京都におきましても、私学部門とも連携を図りながら、消費者教育を進めているところでございます。

夏季休暇中に実施している教員向けの講座についても、国公立・私立問わず、全ての学校に案内を出しまして、御協力いただいているところでございます。

また、答申の中でも、30ページに東京都の学校教育におきましては、私立学校も大きな役割を果たしており、消費者教育の推進は、公立学校・私立学校問わず推進していくことを期待するということを記載しております。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

原田委員、よろしく願います。

○原田委員 ありがとうございます。

感想というような感じなんですけれども、非常によくまとめていただいて、非常に網羅されていると思います。

先生向けとかという教育とか、そういう先生が不安に思っていらっしゃるとか、消費者被害に関して、なかなか教員の先生方が、やっぱり具体的な消費者被害の遭いやすい内容とかをきちんと把握していただくには、やはり先生向けの教育とか、講座とかということが、やっぱり必要不可欠なんだなというようなことが何となく思いました。

4ページとかに、若者に多いトラブルの類型が書いてあるんですけれども、4ページ上のアンダーラインに書いてあるようなものが、ピンポイント的に若者に発生しているというところ、じゃあ、そのマルチ商法とか、クレ・サラ強要とか、サイドビジネス商法というのは結構、消費者被害の中でも複雑な内容で、内容がわかっていないと、多分これから被害に遭うんだよというようなことをお話ししたとしても、先生方があまりピンと来ていないと、やはりなかなかこういうのも伝わって行かないのかなというふうに思いました。

特に成年年齢引き下げになりますと、本当にこの内容が高校3年生の教室にスライドしてくる訳で、そうすると、やっぱりそれを知っていなければ、先生は、そのマルチ商法とか、サイドビジネス商法なるものが、どういうものなのかというのは、結構通常の消費者

被害の中でも複雑な方の分類になりますので、やはり先生方が、こういうのを知っていたくというのが、非常に重要だなというふうに感想として持ちました。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

実際の運用上、御配慮いただくということで、よろしいでしょうか。

それ以外にございますか。よろしくお願いします。

○坂倉委員 A C A P の坂倉と申します。

答申自体はこれで結構だと思いますが、1件、感想というか、今後の期待なのですが、消費者教育コーディネーターについて、都民からのパブコメにも御意見が8件ぐらい来ているということで、いろいろ期待も大きいと思います。

答申の中にも、将来的な配置に向けて支援をしていく必要があると記されておりまして、このとおりに進めていただきたいと思うのですが、ただ、コーディネーターを置いたとしても、コーディネーターの人が、スーパーマンとかドラえもんみたいな人ばかりという訳にはいきませんので、やはりコーディネーターの人に過度な期待を持たせるのも、ちょっと気の毒だなというところがあります。やはり他の自治体の先行例などを見ますと、コーディネーターの設置の支援だけではなくて、設置されたコーディネーターに対しての行政の支援も、その後、必要であると思いますので、答申はこれで結構ですが、その後、支援も引き続き、お願いできればなと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございます。

小浦委員、よろしくお願いします。

○小浦委員 私も感想になるんですけども、今回パブコメを受けとめていただき部会の中で、このように追加していただいたことを大変ありがたく思っています。

特に、30ページの「消費者教育を効果的に推進していくために」という項目の最後の4行ですけども、こういうふうに盛り込んでいただいたことで、いろんな場面で教育が進んでいくのかなというふうに、改めて思っています。

それから、その上のパラグラフの私立高校も大きな役割を果たすというところの書き込みも良いと思います。私どもの東京消費者団体連絡センターが加盟しています全国消団連でも、昨年から全国の都道府県に消費者行政に関するアンケート調査をしておりまして、成年年齢の引き下げに関連して消費者教育のこともアンケート項目に入れたのですが、やはり、どこの都道府県でも、教育部門との壁が大きくて、なかなか消費者教育が学校現場で進まないということと、それからもう一つは、ここにありますように、私立学校に対してどういうふうに進めていけばいいかというところがネックになっているという答えが大半でした。

そのような状況の中、東京都におかれましては、この計画を消費生活部門と教育部門とで、一緒に作られているということは本当に画期的なことだと思っておりますし、私立学

校も含めて、推進していくということは全国のお手本にもなると思いますので、是非、これを実行的に進め頑張っていたきたいと思います。

このようにまとめていただいて 本当にありがとうございました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

阿部委員、よろしくお願いします。

○阿部委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

成年年齢引き下げを踏まえて、この若者の消費者被害を防止するための取りまとめは、本当によくできていると、自分も関わりながら思っている次第でございます。

それぞれの取組、それから課題もきちんと踏まえ、そして、どういった形で行くかというところも、かなり具体的に記載をしていただいたと思っております。

例えば、先程原田委員もおっしゃってございましたけれども、学校関係者への教育、取組に関しても、課題において「教員の意識改革」では「校長などの教育管理職にも理解を促す必要がある」など具体的に記載いただいております。それから、やはり消費者教育の重要性を教員に理解をしていただくというようなところなどは、どのようにに働きかけをしていくかというところが、非常にわかりやすいのではないかと思っております。

それから、コーディネーターの意見も出ておりましたが、私もこれは声を挙げて、よく発言したとは思いますが、ここにこういう形で記載をしていただいたということは、大変ありがたく思っております。

コーディネーターについては、先程おっしゃっておられましたけど、まだどういう役割で、どういう位置づけにして、どういう形でやっていくかというのは、なかなか難しい問題だとは思いますが、東京都さんにおいては、その前段になる現在職員さんたちがやっているようなことを踏まえながら、大きく広げていっていただけるのではないかと、大変期待をしております。

そして、まさにこの問題は、待ったなしの問題でございますので、今回、非常によく取りまとめた部分に関して、体制を整えてから行うということではなくて、できるところからは具体的に、速やかに、先程も御意見ありましたけれども、是非取り組んでいただきたいと思っております。

消費者、若者の被害、件数が減っているということは、それが現実には減っているのではなくて、相談が吸い上げられない現状もあると思いますが、本当に減っていくという、被害がない状況になって行くような方向になっていただけたらと思っております。私の意見でしたけれども、是非よろしくお願いいたします。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。よろしくお願いします。

○木村委員 このようにまとめていただいてありがとうございます。

私も感想になるのですけれども、30ページに、消費者教育は学校教育だけではなくと

いうところがあるのですが、まさにそのとおりで、学校で教育を受ける若者だけではなくて、さまざまな事情があつて、学校教育を受けられない若者もいますので、そういった方にも被害が及ばないように、きちんといろいろな方法で情報が届くような取組を是非お願いしたいと思います。

それは、もう本当に若者に対してだけではなくて、職域や地域に対する情報提供ということになると思うのですけれども、是非、そういったことで、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

はい、よろしくお願いします。

○越山委員 消費者教育推進協議会から申し上げます。

このたびは部会長の先生並びに部会の先生方、取りまとめ、どうも御苦勞様でした。

今回のこの検討結果を見させていただいて、今後、協議会の方でも、具体的なテーマ、課題、そしてやることを順次計画的に進めていけるように、できるだけ情報交換して、有効に進むように進めていきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

○上村委員 上村でございます。

よくまとまっていると思います。30ページにあります金融リテラシーなど新しい技術が、加速度的に、暮らしを変えていく時期です。

若者たちが、急に自己決定・自己責任を問われる社会、若者への過度な期待が、社会の中で今目立ってきていると感じています。それに応じられるリテラシーを若者の得意な分野において、スマホを活用し推進して、成果を上げていただきたいと、希望でございます。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございます。

柿野委員、よろしくお願いします。

○柿野委員 私も部会の委員として参加させていただき、非常に貴重な議論の場に参加できたこと、とても嬉しく思っています。

そして、このように素晴らしい答申ができているということで、非常に嬉しく思っているんですが、中でも、この議論の最中に、東京都教育ビジョン第4次の改定の時期と重なっておりまして、教育庁の皆様が、改定の中で消費者教育を教育ビジョンの中にしっかり位置づけてくださって、もう既に消費者教育に関する指定校が一部動いているような部分もございます。

先日、荒川区の小学校に行かせていただいて、先生方の研修会であるとか、先生方が学校全体で消費者教育をどんなふうに取り組むか、という状況を一部見させていただいているんですが、こういったことで、大きく学校が変わっていくと実感しています。非常に今

回意味のある答申になっていると思っております。

是非、今後はこの答申に基づいて、力強く消費者教育が、東京都の学校全体で、あるいは学校以外のいろいろな場面で進んでいくことを期待したいと思います。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、さまざまな御意見をありがとうございました。

答申内容につきましては、部会で作成していただいた原案どおり決定・承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○後藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、これから局長に答申書をお渡ししたいと存じます。

（後藤会長から生活文化局長へ「答申書」手交）

（手交後、着席）

○後藤会長 令和元年9月30日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都消費生活対策審議会会長、後藤巻則。

東京都消費生活条例第45条の規定による諮問について答申。

平成30年11月6日付30生消企第318号により、当審議会に対して、諮問された事項について、下記のとおり答申いたします。

記

成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について

（事務局「答申書」配付）

○後藤会長 委員の皆様の御協力によりまして、答申書をまとめ、ただいま局長にお渡しすることができました。

ここで、浜局長より御挨拶をいただきたいと思います。

○生活文化局長 改めまして、生活文化局長の浜でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、後藤会長より、「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」答申を頂戴いたしました。

昨年11月の諮問から、これまでの間、後藤会長、野澤部会長をはじめ、委員・専門員の皆様方には、熱心にお忙しい中お集まりいただき、御議論いただきました。誠にありがとうございます。

成年年齢の引き下げが間近に迫っております中、東京都におきましては、若者の消費者被害の防止を喫緊の課題と捉えまして、消費者教育の一層の充実や啓発事業の強化が必要

であると考えております。

このたびの答申では、「学校教育における消費者教育の推進」「注意喚起・情報発信」「区市町村支援」の三つの観点から、現状と課題を整理していただきまして、今後、都が進めるべき消費者教育の取組について、方向性を示していただきました。

また、本日の御議論では、実際にこの答申を踏まえて、取り組むべき方向につきましても、具体的ないくつかの御意見をいただきました。誠にありがとうございます。

こうした、これまでの審議会の過程での御意見、それから本日の御意見も踏まえまして、既に着手している取組もございますけれども、速やかに答申内容の実現を図るべく、関係局とも連携を図りながら、具体的な施策の検討を進めてまいります。

また、答申の中で、悪質事業者の取締り強化や、若者に対する相談対応の充実など、消費者教育とともに取り組むべき課題につきましても、御提言をいただきました。

消費者教育の推進と合わせまして、これらの課題にも積極的に取り組んで参りたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、それぞれ御専門の立場から、東京都の消費生活行政に対する御意見、御提案を賜りますとともに、さらなる御指導の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、この後は意見交換の時間といたします。今後、具体的に取組を進めていく際の御意見や御要望などをはじめ、自由に御発言いただけたらと思います。

最初に、お手元に配付してありますチラシについて、福山専門員と東京都から紹介をお願いいたします。

では、福山専門員、よろしくお願いいたします。

○福山専門員 お時間いただきまして、ありがとうございます。

お手元のチラシで、東京都金融金銭協議会というオレンジ色のチラシを配らせていただきました。

ずっと、ここで席を温めておりますけれども、そもそも私どもが何者かというところから、ちょっと簡単に御説明したいんですけれども、私どもがやっているのは金融広報委員会という組織です。これは幼児から生徒、社会人、それから高齢者まで、中立公正な立場からお金の知識とか知恵を広めるということに取り組んでいる団体であります。

これは「中立公正」というのがキーワードでありまして、銀行よりでもなく、証券よりでもなく、信託よりでもなく、それから商業目的でやっていらっしゃる、同じような事業をしていらっしゃる企業さんとか、団体と一線を画して事業を進めるということで、私どもは日本銀行が情報サービス局が事務局を担っているものでございます。私どもは日銀の職員でございます。

今回、御案内しますのは、金融広報委員会で行っているイベントの一つで、金融金銭協

議会というのがございます。

このチラシを見ていただきますと、主として、これは学校の先生に働きかけることを目的としたセミナーでございます。今年11月15日の金曜日に1時半から、日本青年館ホテルという、非常にきれいな地の利のいいところで、開催させていただくことができました。これ下の欄を見ていただくと、一番欄外を見ていただきますと、オレンジのところで後援です。バックアップ後援として、東京都の教育委員会様に御後援をいただいているというようなものでございまして、非常に由緒正しいイベントでございます。

裏面を見ていただきますと、プログラムがございます。

これも由緒正しさを物語っておる訳ですが、開会の挨拶に、東京都教育庁指導部の主任指導主事様に御挨拶を賜りまして、それから、その後、第一部が実践発表と、実際に金融教育に取り組んでいただいている学校の先生方に事例発表をしていただくというものでございます。

これで大事なのは、ここでやってみようかという気になっていただくということが目的でありまして、なるべく具体的な事業展開についての御説明をいただくということかと思っております。主に金融教育のファンをふやしていくということが、バックアップに取り組むことが目的でございます。

ちなみに、この先生の中で、東京教師養成塾の小林巧教授という方がいらっしゃいます。この方は、さっき、この資料にもあるんですけども、御議論いただいた資料にもありましたけれども、東京都教職員研修センターの中にある東京教師養成塾というプログラムの中の教授をしていらっしゃる先生でいらっしゃいます。

その後に、指導、講評ということで、これも東京都教育庁様にお願いをしているところでございます。

第二部が、パネルディスカッションを展開いたします。これはテーマがありますように、新学習指導要領と金融教育というようなテーマにしています。

このテーマからもわかりますように、今回の論点は、新学習指導要領に多く組み込まれた消費生活、それから金融経済の分野について、どのように対応していくか。特に高校・中学では、今回でも論点になりました成年年齢の引き下げというのが、ポイントとしてあります。

第一部の発表者も、実は見ていただくと、高校だけ2校ございます。それから、ここに書いていませんけれども、中学校で予定されている大田区立大森第十中学校の先生の発表のテーマは、実はキャッシュレスを今予定しているところであります。

消費のラインは、お金の流れがあるということを認識して、そしてお金との向き合い方を考えるというのが、金融教育でございます。

消費者教育に関わる皆様に、広く参加を今呼びかけているところであります。

パネルディスカッションは、司会は、私が実はやるんですけども、一人唯一教員免許を持っていない私は、非常に不安はあるんですが、一方で、あまりわからない人が、率直

に疑問を投げかけ、そして議論をいただくということで、より、特に金融教育、先生の中だけにとどまらず、いろんな皆様に関心を持っていただけるような展開ができればなというふうに考えているところであります。

プログラムには書き込んでおりませんが、生活文化局の消費生活総合センターの活動推進課長の馬淵様にも足を運んでいただきまして、この東京都の消費者教育、学校向けの消費者教育について、御紹介いただく時間を御用意させていただく予定でございます。

ここで、それをお願いございまして、これだけ立派な会場で、150名の席を用意してございます。教育庁様に御後援いただいている手前、ちゃんと私どもみっともないことはできないので、人を集めないといけないんです。それで、是非本席にいらっしゃる先生方にも、是非足を運んでいただきたいと思ひますし、また御関心のある方とか、本来これに関わっていただくべき方、知っていただきたい方に対して、この広報についての御協力を賜りたいというふうに考えているところでございます。

例えば、消費生活センターの相談員さんとか、ということであっても、学校に実際に向き合っている方々、学校に講義に行かれる方もいらっしゃると思ひます。それから、大学の先生方、本席に何人もいらっしゃいますけれども、是非教職課程ですね、家庭科とか社会科の教職課程がおありの学校、大学様については、もちろん学生さんはもとより、卒業生の、やっぱり教員のネットワークというのがあると思ひます。そんなところに働きかけいただければありがたいと思ひますし、その他諸々、いわゆる学校の先生の声を直接聞く貴重な機会かと思ひますので、そのような皆様に有用な会議にしていきたいと思っておりますので、是非御参加を賜りたいと思ひますし、広報につきまして、御協力賜ればと思ひ次第です。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、東京都からお願いいたします。

○活動推進課長 それでは、続きまして、青いチラシの方を御覧ください。

日頃から消費生活総合センターの活動に対し、御理解と御協力ありがとうございます。活動推進課長の馬淵でございます。ちょっとお時間を下さい。

こちらは、例年、消費者団体さん、事業者団体さん、そして行政と連携して実施している都民向けの講座になります。

昨年度はエシカルをテーマに取り上げたんですが、今年度はIoT、AI、それからキャッシュレスを取り上げた内容にしております。11月28日の午後になります。場所は、青山学院の前にある東京ウィメンズプラザ。東京都の施設になりますが、そのホールで開催を予定しております。

内容になりますけれども、一部と二部で二部構成になっておりまして、一部では、東京大学の越塚先生に基調講演をお願いします。

二部は、事業者団体さん、JEITAさん、キャッシュレス推進協議会、全国消費者団

体連絡会さんの取組の報告をさせていただきたいと思います。

テーマの I o T、A I というと難しいかなというふうに思われる方もいらっしゃるんですけども、それを消費生活というところでわかりやすく、どういうふうにサービスを安心して利用するということが必要なのか、あるいは課題は何なのかということを皆さんで考えていくきっかけになるようなセミナーになっております。

もし皆さん、お時間ありましたら、足をお運びいただけるとありがたいと思います。

団体さんにも周知をしております。こちらの内容は、裏面の右下のほうに、東京くらし Web、こちらで東京都の消費者行政全ての情報が載っているポータルサイトになりますけれども、ここにも載っておりますので、是非皆様の方にも、御周知していただければと思います。

以上になります。ありがとうございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

この他に、皆さんからの御意見がありましたら、お出してください。

よろしくお願いいたします。

洞澤委員、よろしくお願いいたします。

○洞澤委員 今回は取りまとめ、本当にどうもありがとうございました。非常に充実した内容で、しかも、きちんと課題を設定した上で、具体的な方針というものが示されているということで、非常に意味のあるものだと思っております。

それを踏まえた上で、今後の課題ということでの意見なんですけれども、今回の答申（案）の中でも、現状の若者の消費者被害というものが、第 1 章のあたりで紹介されておまして、その中で 10 代と 20 代のそれぞれの消費者被害というものが紹介されているんですけれども、これを見ると、数年前に比べても、10 代と 20 代の消費者被害の内容の質的、量的なものの格差というのが無くなりつつあるなというような印象を受けておまして、やっぱりそれはインターネットとか、今話題に出ておりました I o T も含めて、若者がそういったところから、前であればアクセスできなかったような契約に容易にアクセスできるような環境が、非常に整いつつあるというようなところが考えられると思っております。

そうしたときに、やはり成年年齢引き下げも予定されていることでもありますから、是非、速やかに具体的に若者たちが明日からでも行動を起こせるような形で、教育をしていただくと、また、成年年齢引き下げ後も、引き続き未成年者取消の対象となる未成年者に対する教育も充実させていくということで、是非、この答申の内容を具体化していただければと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

他にございますでしょうか。

平澤委員、よろしくお願いいたします。

○平澤委員 平澤です。

今回は消費者教育についての取りまとめということで、非常に意義があるものですが、実際に、消費者教育だけでは防げない若者の被害というのは、かなりありまして、結局、消費者契約法の改正なども、未成年者取消権に匹敵するようなものは、今のところ実現できていない訳で、かなり若年者の被害が出てくる可能性が大きいと思います。

そうすると、今回の答申の中で、第3章のところで、消費者教育とともに取り組むべき課題についてというところがありますけれども、やはり消費者相談の体制の充実、それから若い人は、なかなか電話とかをしないみたいですが、そういう被害を汲み取って、その解決をしていくというような取組もすごく重要かというふうに思っています。消費者教育ももちろん重要ではありますが、被害対策についても、あるいは悪質業者に対する執行のことについても、十分やっていただく必要があるかと思っています。

成年年齢引下げまであと2年6カ月ですが、その後すぐにやっていくというよりも、もう今の段階でも若い人の被害はある訳ですから、今からやっていただければというふうに思いました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

他にございますでしょうか。

よろしくお願いします。

○上村委員 上村です。

東京都の金融金銭教育協議会でも、金融リテラシーが出ましたけれども、キャッシュレスの中で、家計管理、生活設計は、前の世代とは違ってきています。

仮想通貨もございますし、通貨の決済の仕方がどんどん変わる中で、若者たちがどういう人生設計を、家計管理をしていったらいいのか、家計簿アプリを使って収支や、自分の生活の質がコントロールできるのか、今の段階で先生方とも議論をして、教育というより、若者の能力をどう上げていけるか、工夫をしていかなければならない時期と思います。協議会などで、先生方の御意見も伺いつつ、若者の声も聞いていただければと思いました。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、さまざまな御意見をありがとうございました。

議事は以上になります。

委員の皆様の御協力により、答申をまとめることができました。長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

これにて、第4回総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 5時02分閉会